

# チャリペア リサイクルレンタル自転車

## 利用規約

この利用規約は、申込事業者（以下、お客様）が bicycle mending shop チャリペアを運営する株式会社 アダチャー（以下、当社）の提供するリサイクルレンタル自転車（以下、本サービス）を利用するにあたり、遵守して頂く事項について規定しております。お客様は、この利用規約に同意の上、利用規約を遵守して本サービスを利用して頂くこととなります。

### 1. お客様の定義（本サービスの提供範囲）

本サービスは、以下の条件を満たすお客様に対し提供できるものとします。

- （1）法人である
- （2）拠点となる事業所が愛知県名古屋市中区にある

### 2. 利用申込

本サービスの利用申込は、以下のいずれかの方法で行うことができます。

- （1）店頭での申込
- （2）電話での申込
- （3）電子メールでの申込
- （4）FAXでの申込

申込みの際に、希望する車輛台数、タイヤサイズ、貸出期間の希望を連絡ください。

貸出自転車の混雑状況及び諸条件によって、ご希望の時期にご希望の車輛が用意できない場合があります。タイヤサイズ等、代替でのご提案となる場合があります。あらかじめご了承ください。

申込後、当社より利用申込書を FAX または電子メールにて送信いたしますので、必要事項にご記入頂き返送下さい。弊社ホームページ上の利用申込書をダウンロードして頂き、ご記入頂いたものを申込時に送信頂いても構いません。

希望車種・タイヤサイズ・オプションパーツの希望がある場合、利用申込書に記入箇所がありますので希望を選択してください。特に希望がなければ「オマカセ」を選択してください。選択可能な車体仕様の範囲は項目3. に定めた通りとします。

利用申込書にご記入頂いた個人情報につきましては、個人情報保護法に基づき取扱いいたします。

### 3. 貸出車輛について

貸出車輛は弊社専属の資格整備技士が整備を行ったリサイクル自転車を貸出します。

貸出車輛本体の規格・仕様、積載質量及び乗員体重その他の諸元は、財団法人日本車両検査協会の定める一般自転車に準ずるものとします。

パンクレス仕様車ですので、タイヤへ空気入れの必要は一切ありません。

パンクレス仕様車とは、タイヤチューブの代わりにADコア（特殊発砲樹脂）を搭載した車輛を指します。

道路縁石等の段差で強い衝撃を与えるとADコアの破損や、スポークが折れるなど故障の原因となります。安全運転を励行ください。

貸出時に、貸出車輛に不備がないか弊社係員立会のもとで確認を行っていただきます。

貸出時に、サドル高さ調整等はお客様で行ってください。

貸出後は、乗車前に日常点検（ブレーキ、ライトの点灯確認、他）を行ってください。

また、定期的なチェーン等への注油、その他の日常メンテナンスを行ってください。  
貸出車輛の標準仕様は下の表の通りとします。仕様について、基本仕様項目に記載されない仕様（風合い、色、個別のパーツ仕様、他）について車輛ごとに若干異なります。あらかじめご了承ください。

		ママ	シティ
基本仕様項目	車輪サイズ	26インチ 又は 27インチ	
	ハンドル	アップハンドル	バーハンドル
	カゴ	ノーマルカゴ	
	ライト	豆球ダイナモ	
	荷台	標準搭載	なし
	スタンド	両スタンド	片スタンド
	ギア	お選びできません	

貸出車輛を何らかの理由で当社の提供する乗換用車輛と交換する場合、基本仕様項目及びオプションパーツは同一仕様のものを提供しますが、基本仕様項目に記載されない仕様については交換前と交換後の車輛で異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

#### 4. 利用料金

基本料金は以下の表の通りです。尚、表示価格は税別価格です。

1 契約あたり 3 台以上の利用申込にて受付いたします。

貸出期間	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月
金額 (1台あたり)	4,000 円	6,000 円	8,400 円	15,000 円	24,000 円

お客様の希望により、貸出車輛にオプションパーツを搭載することができます。  
オプションパーツごとに定められた月額金額を、契約に基づく貸出期間（単位：月）に乗算した金額をオプション金額とし、基本料金にオプション金額を合算した金額を利用料金と定めます。  
オプションパーツは、貸出車輛 1 台ごとに個別に設定することができます。

オプションパーツ名称	月額金額 (税別)
LED ライト	200 円
前部 Lサイズカゴ	300 円
ママ 後部カゴ	200 円
シティ 荷台	100 円
シティ 後部カゴ	300 円

※シティ車の後部カゴは車体仕様上、荷台とセット状態となります（金額はシティ後部カゴのみ）  
シティ車は片スタンドの為、Lサイズカゴを搭載すると転倒しやすくなります。ご注意ください

#### 5. 支払について

利用料金は全て前払いとさせていただきます。

利用料金のお支払いは、以下のいずれかの方法で行うことができます。利用申込書に記載してありますので、申込時に選択をしてください。

(1) 貸出車輛お届け時に弊社係員に現金直接支払

(2) 当社指定口座へ事前振込

(1) を選択した場合、利用申込書受領後に請求金額を連絡します。貸出車輛お届け当日までにご用意ください。

(2) を選択した場合、利用申込書受領後に当社より指定口座番号及び請求金額を連絡します。貸出車輛お届け予定日の 2 営業日前までに振込してください。尚、振込手数料はお客様の負担にてお願いします。あらかじめご了承ください。

上記支払方法（１）または（２）にて請求金額の全額の入金を当社が確認した事を以て、当社とお客様の間で本サービスの契約が締結したものとみなします。

貸出車輛の修理、車輛パーツの紛失・盗難、車輛本体全損、及び出張引取にかかる費用の支払いは以下のいずれかの方法で行うことができます。

（１）乗換用車輛交換時に当社係員へ現金直接支払

（２）当社指定口座へ事後振込

（１）を選択した場合、即時お支払い頂きます。

（２）を選択した場合、乗換車輛交換日より 7 日以内に当社指定口座に請求額の全額を振込してください。尚、振込手数料はおお客様の負担にてお願いします。あらかじめご了承ください。

延滞金の支払いは、貸出車輛回収時に当社係員に請求金額の全額を現金にて直接お支払いください。事後の振込は受け付けられないものとします。

## 6. 延滞について

延滞 1 日ごとに、貸出車輛 1 台につき 540 円（税込）を実費にてご負担頂きます。

延滞とは、貸出終了日（貸出終了日が当社休業日の場合、当社翌営業日）の双方打ち合わせにより決定した貸出車輛回収時刻、または項目 7. による契約の解除、サービス提供の停止・中止・中断及び終了により、当社による貸出車輛回収時に貸出車輛が即時返却されない場合を指します。

延滞金の支払いは貸出車輛回収時に現金にて請求いたします。

## 7. 契約の解除、サービス提供の停止・中止・中断および終了について

以下の項目条件の何れかを満たす場合、契約の解除、サービス提供の停止・中止・中断および終了できるものとします。その際の途中返金は受け付けておりませんのであらかじめご了承ください。

（１）本規約のいずれかに違反した時

（２）虚偽の申告をした時

（３）申告内容に変更が生じた際、その変更連絡を怠った時

（４）当社、またはお客様が差押、仮差押、仮処分、公売却、租税滞納、その他これに準ずる処分を受け、又は自ら整理、民事再生手続、会社更生手続の開始もしくは破産の申し立てをした時

（５）当社、またはお客様が営業の廃止、譲渡、又は会社の合併、会社の解散を決議した時

（６）その他財産状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があると双方が判断した時

（７）お客様が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団起案系企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、およびこれらに準じるものをいう）であること、又は反社会的勢力との関与が判明した時

（８）その他事由により、当社がお客様に対し契約の解除、サービス提供の停止・中止・中断及び終了を決定するにあたって妥当であると判断した時

契約の解除、サービス提供の停止・中止・中断および終了をした場合、当社よりお客様への通告後 14 日以内に貸出車輛をお客様事業所にて回収いたします。当社より回収日時を指定しますので指定時に貸出車輛を即時返却できるようにしてください。

## 8. 損害・賠償について

貸出車輛を放置禁止区域等に放置し移動・保管された場合は、返還を受けるに要した費用は全額お客様に負担していただきます。

貸出中の車体、備品の破損、紛失、盗難など、項目 1 1. 及び項目 1 2. に基づき実費にてお支払い頂きますのであらかじめご了承ください。

貸出中に事故やトラブルが発生した場合の賠償責任は負いかねますのであらかじめご了承ください。

貸出中の事故・トラブル・その他車輛トラブルや故障等によって発生した損害（利用中の故障に伴い行動予定に支障が出た・代替交通手段の利用によって費用が発生した、他）について賠償責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

お客様は、本サービス利用に関して第三者との争いが発生した場合、自己の費用と責任をもってこれを解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。

前項の規定にもかかわらず当社が紛争に巻き込まれ損害が発生した場合は、当社はおお客様に対して損害賠償請求を行うことができるものとします。

当社とおお客様の間で本サービス利用に関し紛争が生じた場合、当社所在地を管轄する地方裁判所を専属管轄裁判所とします。

## 9. 貸出期間の定義

貸出開始日は、お客様事業所への貸出車輛お届け日とします。

貸出車輛のお届け日時は、事前の双方打ち合わせ合意により決定いたします。当社営業日の10:00～16:00よりご希望時間を選択してください。

貸出終了日は、貸出開始日を初日とした契約に基づく貸出期間終了月の同日より1日差し引いた日付とします。うるう年（2月29日）が貸出終了日となる場合、2月29日を貸出終了日とします。

但し、貸出終了日が当社休業日の場合、貸出車輛の回収は翌営業日に行います。その際に経過した日数は延滞とはみなさないものとします。

貸出車輛お届け日時につきまして、当社の可能な範囲内で対応いたしますが、混雑状況や天候その他事由により、ご希望日時にお届けができない場合がございます。あらかじめご了承ください。

貸出車輛お届け時に、車体に不備がないか当社係員立会のもと必ずご確認ください。立会確認時に貸出車輛に不備があった場合は貸出車輛を交換いたします。当日に交換ができなかった場合、交換を行った日を以て貸出車輛全車の貸出開始日とします。その際、お客様及び第三者に発生した損害（行動予定に支障がでた、貸出自転車を利用できなかったことによる代替交通手段の使用による費用の発生、他）につきまして当社は賠償責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

## 10. 貸出車輛の回収について

貸出車輛の回収は、貸出終了日にお客様事業所にて行います。

お客様は契約時に、貸出車輛の回収ご希望時間を申告できます。10:00～16:00の間で希望時刻を申告してください。また、貸出満了日の当社2営業日前までに回収時間の変更を希望できるものとします。

お客様は、貸出車輛回収日を貸出終了日以前に希望することができます。当社営業日の10:00～16:00の間で希望することができます。ご希望回収日時を当社2営業日前までにご連絡ください。尚、貸出終了日以前の貸出車輛回収による返金は受け付けておりませんので、予めご了承ください。貸出車輛回収時に、貸出車輛に不備がないか当社係員が確認いたします。必ず立会ください。故障・破損・パーツの紛失等、貸出車輛に不備がある場合、項目11.及び項目12.を適用するものとします。

貸出車輛について、当社を介さない修理を行った場合、貸出車輛回収時の確認の際にその修理箇所が「貸出時と同等の仕様である」と当社が認められない場合、貸出車輛に不備があるとみなし、項目11.及び項目12.を適用するものとします。尚、その判断は確認を行った当社係員の一存により決定するものとします。

## 11. 故障・破損について

貸出車輛に故障、または破損が生じた場合は当社までご連絡ください。当社翌営業日までに乗換用の車輛をお客様事業所にお届けします。交換後はそのまま貸出終了日までお使いください。

故障車輛は原則、お客様ご自身でお客様事業所まで移動させてください。乗換用車輛との交換時、故障車輛がお客様事業所にない場合、交換対応は出来かねますのであらかじめご了承ください。

貸出車輛が走行不能により、お客様ご自身でお客様事業所まで移動ができない場合、有償で出張引取対応を致します。後述項目1.4. に従うものとします。

混雑状況や天候、その他事由によっては、当社翌営業日に乗換用車輛をお届けできない場合がございます。予めご了承ください。交換日時につきましては双方打ち合わせ合意の上決定するものとします。

貸出自転車には、契約に基づく貸出期間1ヶ月あたり¥1,000(税込)を合計した金額が無償修理保証金額として、貸出車輛1台ごとに個別に割り当てられます。尚、この無償修理保証金額は修理費用に充当されます。

故障、または破損の内容が以下の条件を全て満たす場合、無償修理保証の範囲内として無償で対応します。

- (1) 別表1 「修理対応一覧」に基づく修理可能な故障・破損である。
- (2) 故障・破損したパーツの全部、または当社が故障・破損であると妥当する相当量が現存し、乗換用車輛との交換時に当社係員に対し即時提示できること。尚、妥当であるかどうかの判断は、乗換用車輛との交換時に確認を行う当社係員の一存によって決定する。
- (3) 修理費用の金額を、別表1に記載されている金額と定め、その修理費用の金額は該当する貸出車輛に個別に都度累積加算するものとし、その修理費用の金額の累計が該当する貸出車輛に割り当てられた無償修理保証金額を超過していない

上記項目を満たさない、または当社の判断で故障・破損であると認められない場合は紛失扱いとなり、項目1.2. が適用されるものとします。あらかじめご了承ください。乗換用車輛交換時に当社係員が故障・破損等の査定をいたします。必ず立会ください。

任意の貸出車輛の無償修理保証金額を、別の貸出車輛に対し振り替えて使用することはできないものとします。車輛の乗換交換を行った場合、乗換交換を行う前の無償修理保証金額から修理時に充当した無償修理保証金の差額を踏襲するものとします。

車輛本体フレームの変形・破損につきましては全損扱いとし、実費として¥20,000(税込)の賠償額をお支払い頂きます。尚、この際に無償修理保証金額を充当することはできないものとします。

無償修理保証として割り当てられた無償修理保証金額は、本項の定める無償修理保証が適用される修理にのみ使用できるものであり、利用料金、延滞金、紛失・盗難、全損、出張引取その他の支払いに振り替えて使用することはできないものとします。

無償修理保証として割り当てられた無償修理保証金額は、当社で該当車輛の修理を行う場合にのみ使用できるものであり、当社で行わない修理及びそれにかかる費用(お客様ご自身で修理を行う、他店舗等で修理を行う、等)に対し使用することはできないものとします。

貸出車輛の故障・破損・全損につきましては、お客様の瑕疵の有無に関わらず本項目が適用されるものとします。

## 1.2. 紛失・盗難について

紛失・盗難につきましては、お客様の瑕疵の有無にかかわらずその損害額を全額実費にてお客様にお支払いいただきますのであらかじめご了承ください。尚、この際に項目1.1. に定める無償修理保証金額を充当することはできないものとします。

車輛パーツの紛失・盗難につきましては項目1.1. に定める該当パーツの修理金額と同額を賠償額としてお支払い頂きます。

車輛本体の紛失・盗難につきましては全損扱いとし、実費として¥20,000(税込)の賠償額をお支払い頂きます。

紛失・盗難の賠償金を当社が受領後に、該当パーツ・車輛本体の返還があった場合でも、賠償金の返金はいりません。あらかじめご了承ください。

## 1.3. 事故に遭遇した場合

お客様が本サービス利用にあたって事故に遭われた場合は、速やかに警察に連絡する等、法令で定められた処置をとっていただくとともに、日時、場所、原因、事故の状況等をただちに当社までご連絡ください。

事故についての示談等が必要な場合には、お客様自らの責任において行ってください。当社では、事故及び事故に関わるトラブルについての一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

貸出車輛は、公益財団法人 日本交通技術管理協会が管理する事故保険（TS保険）加入車輛です。お客様名義で加入されております。別途、資料をお渡しいたしますのであらかじめよく読んでご理解ください。万が一事故がおきた際にはTS保険のガイドラインに従ってお客様の責任のもと、お客様ご自身で保険処理を進めてください。

TS保険の加入期間は貸出開始日より1年となっております。TS保険の加入期間を過ぎた貸出車輛で事故に遭遇した場合、TS保険適用対象外となります。

事故車輛の処理につきましては、項目11. 及び項目12. に基づき対応いたします。

#### 1.4. 貸出車輛の出張引取について

項目11. 項目12. 及び項目13. その他事由により貸出車輛をお客様ご自身でお客様事業所に移動できない場合、お客様の希望があれば有償で出張引取対応をいたします。

出張引取場所	出張引取対応費用（税込）
名古屋市中区内（お客様事業所以外）	3,000 円
名古屋市内（中区以外）	5,000 円
愛知県内（名古屋市外） ※一部地域を除く	10,000 円
愛知県外	対応不可

別途、出張引取申込用紙を FAX または電子メールにて送信しますので全ての項目を記入の上、当社まで返信してください。

出張引取は、申込受付後当社翌営業日以降に対応いたします。

上記金額は出張引取のみの費用であり、該当車輛に故障・破損・パーツ紛失その他不具合がある場合、別途項目11. 及び項目12. に基づき対応いたします。

出張引取時に、車輛の故障・破損・パーツ紛失等の査定が必要となりますので、原則お客様は立会ください。その際にお客様に発生する費用その他損害について当社は賠償責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

出張引取の日時については、双方打ち合わせの上決定するものとします。

混雑状況や天候、その他事由により、出張引取該当日時に行えない場合があります。あらかじめご了承ください。尚、その際にお客様及び第三者に発生したいかなる損害について当社は賠償責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

お客様の立会が困難な場合、以下の条件に全て同意して頂く場合に限り、当社係員のみで出張引取対応を行うものとします。

- （1）貸出車輛の故障・破損・パーツ紛失等の査定を全て当社に一任し、その査定結果がいかなるものであってもお客様は全て了承する
- （2）出張引取先で当社係員が15分間の捜索を行ったにもかかわらず該当車輛を発見できない場合、該当車輛の紛失とみなし、項目12. を適用することをお客様は全て了承する

別途同意書を FAX または電子メールで送信しますのでご記入頂き当社まで返信してください。

お客様が出張引取時に立会する約束であったにもかかわらず、指定時刻までに現地に到着できない場合、その見込みがあると分かった時点で直ちに当社まで電話にて連絡してください。指定時刻より30分以内を上限として当社係員は現地にて待機します。

お客様が出張引取時に立会する約束であったにもかかわらず、当社に連絡なく該当時刻より15分経過してもなお、お客様が現地にいない場合、お客様事業所に電話、FAX、電子メール何れかの手段において連絡するとともに当社係員は帰社いたします。その際、該当車輛を引取したか否かにかかわらず、出張引取費用は請求いたしますのであらかじめご了承ください。尚、出張引取が必要な該

当車輛はお客様自身でお客様事業所へ移動して頂くか、改めて当社に出張引取申込を行ってください。

乗換用車輛への交換は、出張引取完了後の翌営業日以降に行います。尚、その期間のお客様の手元に貸出車輛がないことによるいかなる損害について当社は賠償責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

出張引取費用の支払いは、乗換用車輛交換時に査定額と合わせて請求します。

#### 1 5. 契約の変更・更新について

契約満了時に、契約の更新を行っていただくことでそのまま本サービスをご利用いただけます。

契約満了時とは、項目 9. に定める貸出終了日と同日を指します。

契約の更新は、契約期間中いつでも行うことができます。

契約の更新時に、貸出期間を再度設定することができます。

契約に基づく貸出期間の途中延長は受け付けておりません。延長して本サービスをご利用になる場合は契約の更新を行ってください。

契約の更新手続きに伴い、貸出車輛の継続貸出期間が貸出開始日から 12 ヶ月を跨ぐ場合、T S 保険の更新と車輛メンテナンスが必要となります。その際はメンテナンス済みの T S 保険該当月加入車輛を乗換用車輛としてご用意いたしますので、車輛交換をお願いいたします。あらかじめご了承ください。

契約の更新手続きが完了しないまま、貸出車輛を回収することなく契約満了日を過ぎた場合、延滞扱いとみなし、項目 6. に定める延滞金をお支払いいただきます。

契約の更新手続きは、現行の契約満了日以前に、更新に該当する契約の定める利用料金の当社への入金を確認できた時点で手続きが完了したものとします。

契約の更新日は、更新前の契約満了日の翌日とします。

契約の更新を行った場合、契約の更新日以降に割り当てられる項目 1 1. の定める無償修理保証金額は契約更新手続き完了日を以て追加加算し、更新前の契約満了日以前に故障・破損が発生し、尚且つその費用が更新前の契約に割り当てられた無償修理保証金額を超過した修理である場合、これを充当できるものとします。

契約の更新を行った場合、項目 1 1. の定める無償修理保証金額は更新前の契約満了日を以て、更新前の契約に対し割り当てられた無償修理保証金額に対し、無償修理保証として適用した金額の差額が 1 円以上の場合、これを差し引いて償却するものとします。

無償修理保証金額の累積を超過する修理を行った後に契約を更新した場合、契約の更新を以て新たに割り当てられる無償修理保証金額を、既に完了した修理に対しさかのぼって充当することはできないものとします。

#### 1 6. サービス内容及び利用規約の変更について

当社は、お客様に対し事前に通告することなく、本サービス内容及び利用規約の内容について変更ができるものとします。

本サービス内容及び利用規約の変更は、1 日以上予告期間をおいて当社ホームページにおいて変更後のサービス内容及び利用規約の内容を掲載することにより、いつでも本サービス内容及び利用規約の内容を変更することができるものとします。

当該予告期間経過後は、変更後の本サービス内容及び利用規約の内容が現行の契約を含む全ての契約に適用されるものとします。但し、以下の項目については項目の内容を適用するものとします。

- (1) 利用料金に変更があった場合、その変更適用日より以前に締結された契約については、変更前の利用料金を適用するものとし、当社より追加請求を行わないものとします。
- (2) 利用料金の変更後に契約の更新があった場合、変更後の利用料金を適用するものとします。
- (3) 無償修理保証の内容に変更があった場合、その変更適用日より以前に締結された契約については、変更前の無償修理保証の内容を適用するものとします。

- (4) 無償修理保証の変更適用日以前に契約の更新手続きを行った場合、更新を行う前の契約満了日の翌日の変更適用日及び変更適用日以降に該当する場合、更新後の契約に基づく無償修理保証は変更後の内容を適用するものとします。
- (5) 延滞の内容に変更があった場合、その変更適用日以後に延滞があった場合、すべての契約において契約の締結時期に関わらず、変更後の内容を適用するものとします。
- (6) 別表1に定める修理対応一覧の内容に変更があった場合、すべての契約において契約の締結時期に関わらず、その変更適用日を以て内容の変更を適用するものとします。
- (7) 出張引取対応の内容に変更があった場合、すべての契約においてその契約の締結時期にかかわらず、その変更適用日を以て内容の変更を適用するものとします。

別表1に定める修理対応一覧の内容に変更があった場合、当社はお客様に対し変更適用日の前日までに当社ホームページ上、または電子メールにて通告するものとします。

電子メールで通告する場合、利用申込書に記載されているお客様電子メールアドレスを使用します。電子メールアドレスの変更、サーバーエラーその他の事由により正常に送信されなかった場合でも、通告義務は完遂したものとし、原則再送信は行わないものとします。

#### 17. その他注意事項

利用申込書は、当社の定める必要事項（太枠内）は全て記入してください。略称等を用いず、正しく記入してください。

利用申込書に記載されたお客様情報の内容に変更があった場合、速やかに当社までご連絡ください。

運転、駐輪等、法令やマナーを遵守してください。

各施設では、指定の駐輪場に駐輪してください。

貸出車輛の改造はご遠慮ください。

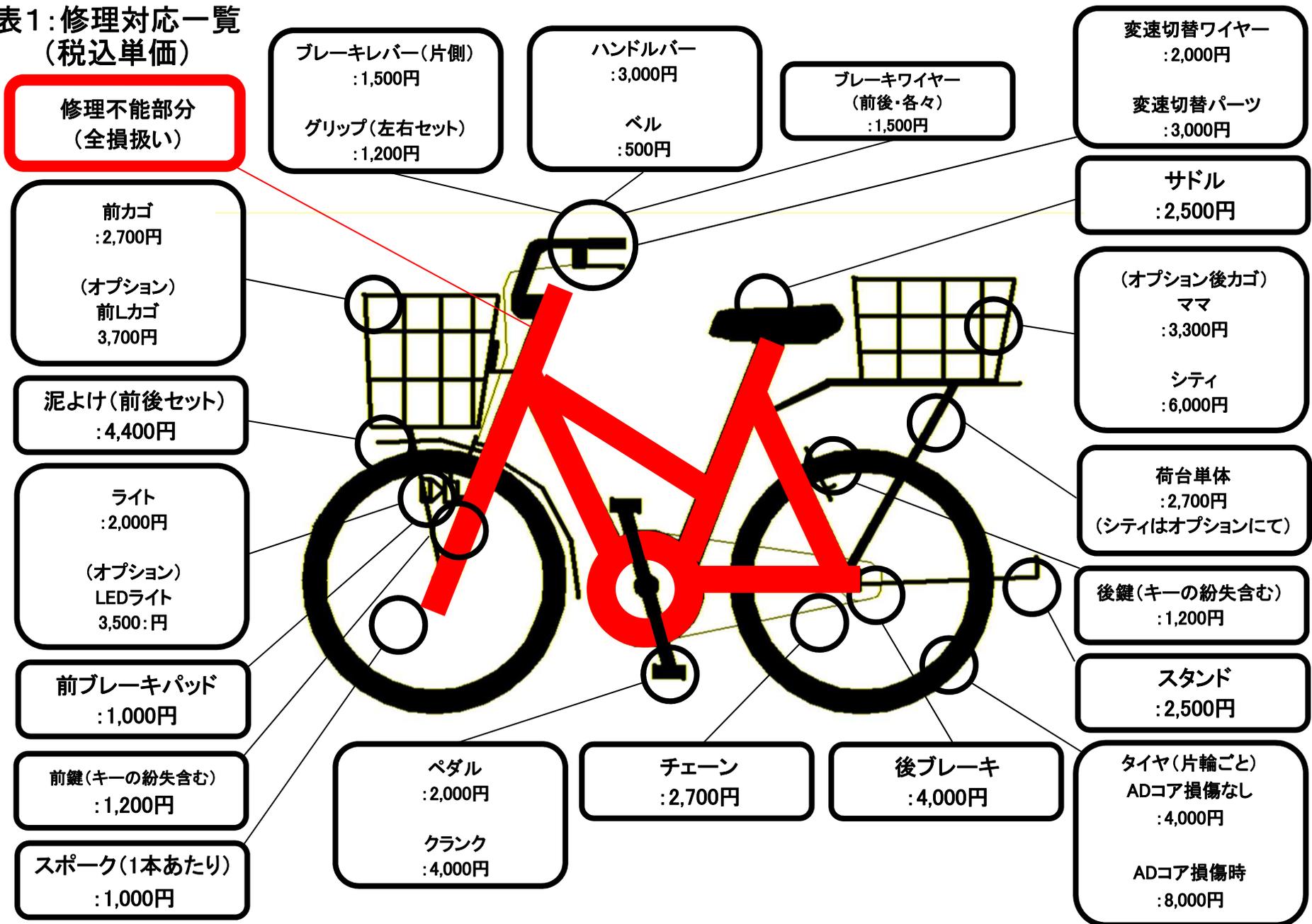
お客様以外の貸出車輛への乗車は、原則ご遠慮ください。お客様以外の第三者が乗車する場合は、お客様の責任のもとで実施してください。第三者の乗車、または使用時に事故、トラブル、その他不測の事態が発生した際も、本規約が適用されるものとします。その際、当社に損害が発生した場合、当社はお客様に対し損害賠償請求ができるものとします。

天災・大災害等の不測のやむを得ない事態に遭遇した場合でも、貸出車輛に故障・破損・全損、紛失・盗難等が発生した場合、項目11.及び12.を適用するものとします。

本規約に同意頂けない場合は貸出をお断りいたしますのでご了承下さい。

平成27年9月28日  
株式会社 アダチョー

表1: 修理対応一覧  
(税込単価)



一覧に記載のない項目につきましては時価相当額とします